

R7.2.12

大学コンソーシアムひょうご神戸 FD・SDセミナー
「内部質保証システムの実質化を考える」セミナー

4巡目の大学機関別認証評価における 「内部質保証」の方向性について

独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構

研究開発部 畠田 敏行

-
- 4巡目における「内部質保証」のあり方の方向性について、現時点で決まっている範囲で説明したい。
 - 3巡目の経験をもとに「内部質保証の実質化」のあり方と課題、事例について可能な範囲で言及します。

- 内部質保証を含めた4巡目（令和8年度以降に行う大学機関別認証評価）について、大綱および基準については文部科学省に届出済み。
- 分析項目や別紙様式などの具体的な部分については、現在、関係会議で審議中となっており、来月中には決定できる見込みである。
- 公表は来月末を見込んでいます。

3巡目における認証評価の課題

- 大学の中で内部質保証という考え方が浸透しておらず、認証評価を受審するにあたって初めて内部質保証体制が構築されていたこと
- 国立大学では、学校教育法に基づく自己点検・評価と認証評価と、国立大学法人法に基づく中期目標に対する評価と、3つの評価に対応する必要がありますが、これらの評価が混同されていたこと
- 学位授与方針等の3つのポリシーに基づいて実施される教育プログラムでは、個々の授業科目の実施内容と成績評価が質保証における根幹であるにもかかわらず、シラバスの記載内容が不十分であったり、成績評価基準が曖昧であったりすること

→ 人材が育っていない？

(前略)

- 認証評価は、教育の質を保証するだけでなく、各大学の個性の伸長に資することを目的としており、とくに第3巡目の実施では、基準ごとに成果を上げた取組を自己評価書に記載することを明示的に求めている。
- しかし、おそらくすべての大学において個性的な取組が行われているにもかかわらず、必ずしもそのような取組を十分には説明できていない場合も散見され、結果として、優れた点を指摘できなかった大学もある。

(後略)

3巡目での好事例

- 内部質保証が「実際に機能している」という事例を「優れて機能している」として取り上げていることが多い印象。
- 3巡目の中盤、後半になっても、増加していかなかった印象。
- 各評価機関の発行する報告書、書籍のほうにも、さまざまな事例がある。

(参考) 3巡目での事例

-
- 報告者が前任校で関与した事例について紹介させていただきます。
 - JUAA選書 第18巻「大学における教学マネジメント2.0 やらされ仕事から脱し、学びの充実のための営みへ」(大森不二雄編著)
 - 教育改善への内発的動機が希薄な状況における改善をどのように進めるか：現場の先生方にその気になっていただくには？
 - 大学評価コンソーシアム
 - 国立大学法人における計画・評価を活用したマネジメントセミナー (R5.9.11)
 - 国立大学法人における計画・評価を活用したマネジメントセミナー 第2回 (R6.7.8)

4巡目の認証評価の特色

1. 評価基準の構成や実施体制等については基本的に3巡目を踏襲
2. 評価の質を維持することに留意し負担軽減
3. 内部質保証に関する基準は引き続き重点評価項目として設定
4. 令和4年9月の大学設置基準改正、令和6年3月の細目省令の改正等を踏まえ、評価基準等を整理

4巡目の認証評価の領域・基準について

教育活動を中心として大学の教育研究活動等の総合的な状況を評価するために、6領域に分類される22の基準（5つ減少）から構成

領域 1 教育研究上の基本組織等に関する基準

領域 2 内部質保証に関する基準

領域 3 財務運営及び情報公表等に関する基準

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

領域 5 学生の受入に関する基準

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

※内部質保証に係る基準のうち大学評価基準で定めるものについては、**【重点評価項目】**として位置付け

- 自己評価書の形式はエビデンス中心の3巡目を踏襲する予定で検討中。
- 内部質保証の体制（基準2-1）、手順（基準2-2）の明文化およびそれらが有効に機能していること（基準2-3）は重点評価項目としている。
- 重点評価項目として位置付ける内部質保証の体制又は手順を整備していないと確認した場合には、他の基準の状況如何に関わらず大学評価基準に適合していないと判断する。
- 有効に機能している（基準2-3）ことが確認できない場合には「改善を要する点」の候補となる。

基準 2 - 1 【重点評価項目】

内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

基準 2 - 2 【重点評価項目】

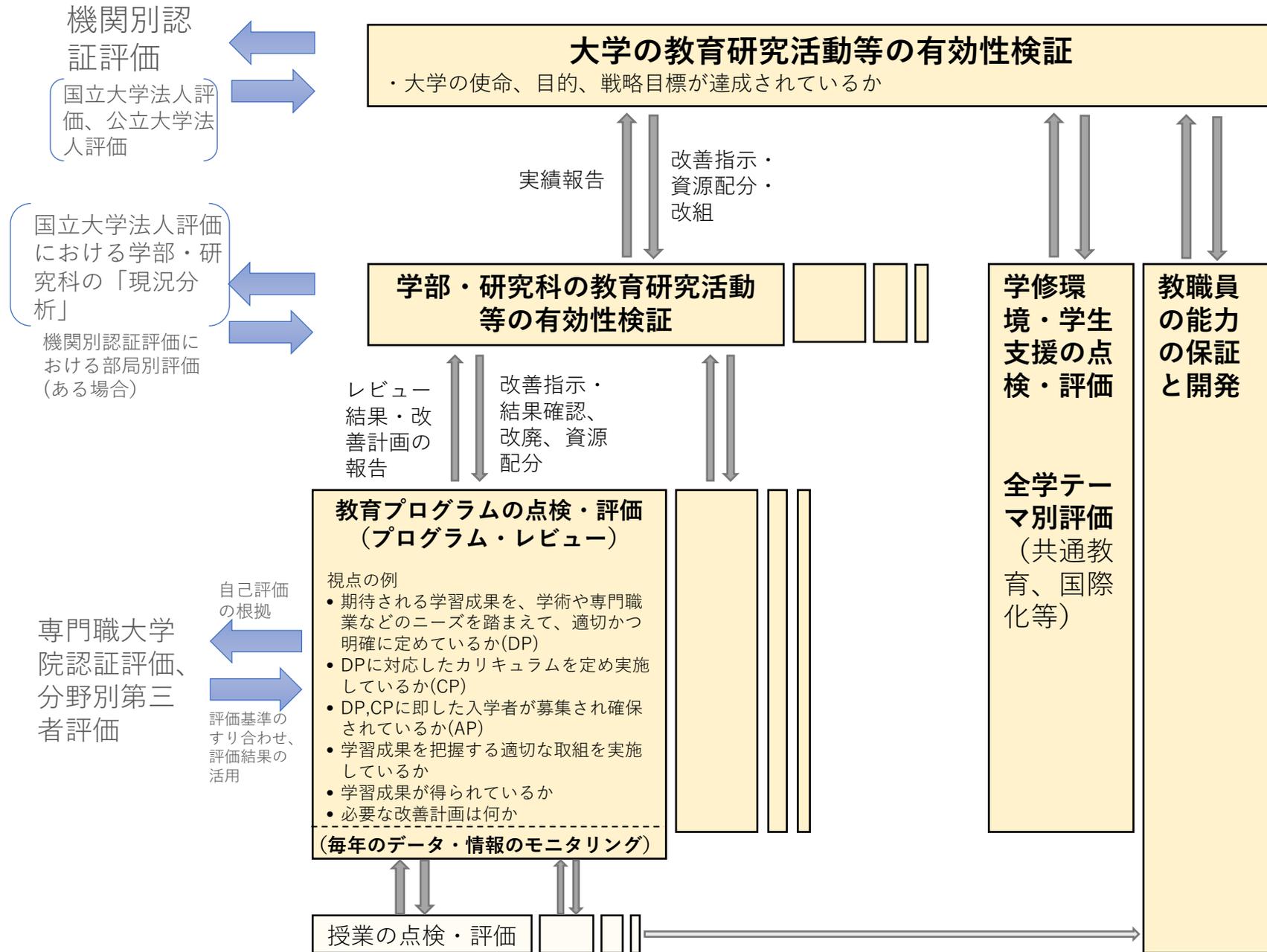
内部質保証のための手順が明確に規定されていること

基準 2 - 3 【重点評価項目】

内部質保証が有効に機能していること

基準 2 - 4

組織的に、教員の質及び教育研究活動を補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること



- 原則的に、大きな変更はないため、構築（または再整備）いただいた内部質保証体制が機能しているかどうか、について確認していく。
 - 教育課程の点検については大学において内部質保証体制で点検評価および改善が進んでいると考えられるため。
- 「体制確立」から「日常の営み」へ向かっていると推測

内部質保証の実質化を考える

— 第4期認証評価で求める内部質保証と質の文化の醸成 —

大学基準協会
常務理事／事務局長 工藤 潤

■ 認証評価システム改革の流れ(大学基準協会の例)

第1期 (2004～2010)

- ・分野別評価と全学的評価
- ・自己点検・評価の実質化

第2期 (2011～2017)

- ・内部質保証システム構築重視
- ・学習成果の明確化

第3期 (2018～2024)

- ・内部質保証システム機能重視
- ・学習成果の把握・評価と結果活用

第3期認証評価における内部質保証のあり方

<内部質保証とは(定義)>

PDCAサイクル等を適切に機能させることによって、質の向上を図り、教育、学習等が適切な水準にあることを大学自らの責任で説明し証明していく学内の恒常的・継続的プロセス

内部質保証の組織
体制、方針の確立

自己点検・評価の
実質化

内部質保証の機能
性の向上

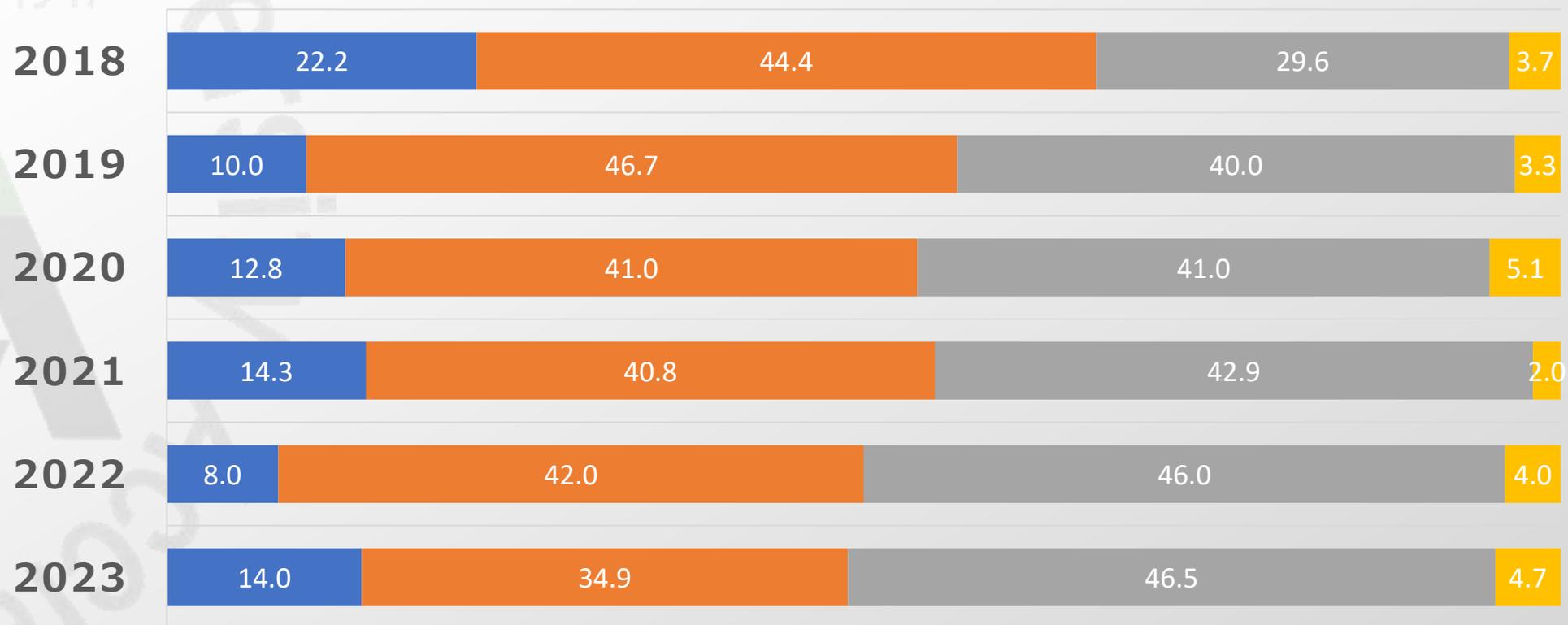
情報公開の推進

内部質保証システ
ムに対する検証

過去の評価結果に見る、大学が抱える課題(内部質保証システム)

内部質保証の体制・有効性に関する評価(提言)の割合

■ 是正勧告 ■ 改善課題 ■ 提言なし ■ 長所



2018年～2023年の6年間の内部質保証に対する評価(提言状況)

過去の評価結果に見る、大学が抱える課題(内部質保証システム)

■ 内部質保証体制が不十分

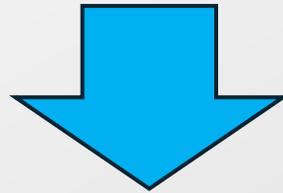
- 内部質保証の推進に責任を負う組織の規程上の位置づけが不明確
- 内部質保証の推進に責任を負う組織と他の組織との役割分担などが不明確
- 全学レベルの質保証活動と学部・研究科レベルの質保証活動の連携が不十分
- 現場の教職員が、全学レベルからの依頼や指示の趣旨や背景を十分には理解できていないため、教職員の負担感増加
- 内部質保証に関する方針・手順が未設定または方針・手順と実態が乖離
- 執行部や全学レベルの責任者が、内部質保証の目的、趣旨について理解不足。学部等の現場をうまくマネジメントできず、結果として教職員の負担感増加

■ 自己点検・評価が機能不全

- 自己点検・評価の範囲が限定的、包括的自己点検・評価が未実施
- 自己点検・評価の結果に基づく改善が不十分
- とりわけ、自己点検・評価結果に基づく内部質保証の推進組織による各部局のPDCAに対する支援が不十分

内部質保証に関する課題の背景

内部質保証システムの構築が、教育の質保証・質向上を目指すということより、認証評価対策を目的としたものになっていないだろうか。



質の文化の醸成は難しいのか

OECDの高等教育レビューの結果(抜粋)

高等教育において極めて重要なことは、質を維持向上させるという文化を学内に醸成することである。そのような文化が育てば、高等教育機関のあらゆる行動や選択において質の向上は重要な原則になる。また教育課程の質を維持し改善することに責任を負わなければならないということがおのずと意識されるようになる。

今回訪問調査チームはいくつかの機関を訪問したが、その中に質の文化が十分に育っていて、機関が質保証に主体的に責任を負っているという証拠が見られたところはなかった。日本の高等教育の質保証はかなりの部分が学外からの推進力や学外からの操縦によって成立している。この状況は一朝一夕に大きな変化を見ることはなさそうである。

2004年に導入された事後チェックのシステムは改善を目指した質保証という考え方をもち込む上で重要な基盤となるものだった。しかし高等教育機関はいったん認証を受けてしまうと、つまりいったん日本の高等教育機関に要求される最低基準を満たしているというお墨付きを得てしまうと、その後も継続的に改善を続けようという機運が生まれてこないのである。

OECD編『日本の大学改革－OECD高等教育政策レビュー：日本』（訳、森利枝 解説、米澤彰純）、明石書店、2009年10月

教育を中心とした内部質保証体系図：法政大学



法政大学ホームページより

<https://www.hosei.ac.jp/hyoka/committee/organization/?auth=9abb458a78210eb174f4bdd385bcf54>

第4期認証評価(2025年～2031年)の特徴

評価の
内容

①学習成果を基軸に据えた内部質保証の重視と
その実質性を問う評価

②大学の取組みの有効性・達成
度を重視する評価

③オンライン教育の動向を
踏まえた評価

評価の
方法

④学生の意見を取り
入れた評価

⑤特色ある取組の
評価

⑥効果的・効率的な評
価の実施

①学習成果を基軸に据えた内部質保証の重視とその実質性を問う評価

<内部質保証とは(定義)>

PDCAサイクル等を適切に機能させることによって、質の向上を図り、教育、学習等が適切な水準にあることを大学自らの責任で説明し証明していく学内の恒常的・継続的プロセス

内部質保証の
体制整備と機能化

情報公開の推進

内部質保証システム
に対する検証

①学習成果を基軸に据えた内部質保証の重視とその実質性を問う評価

基準2 内部質保証

評価項目①

内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。
- ・教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。

※ 具体的な例

- ・ 3つの方針の策定の調整・支援。
- ・ 体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援。
- ・ 効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援。
- ・ 学習成果の可視化に向けた調整・支援。
- ・ 自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援。
- ・大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。
- ・行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。

評価項目②

大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。

<評価の視点>

- ・教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。
- ・教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会に分かりやすく公表しているか。

評価項目③

内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。

<評価の視点>

- ・内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。

www.juaa.or.jp/common/docs/accreditation/evaluation_2025/standard_university_03.pdf

①学習成果を基軸に据えた内部質保証の重視とその実質性を問う評価

■ 内部質保証の「実質化」とは

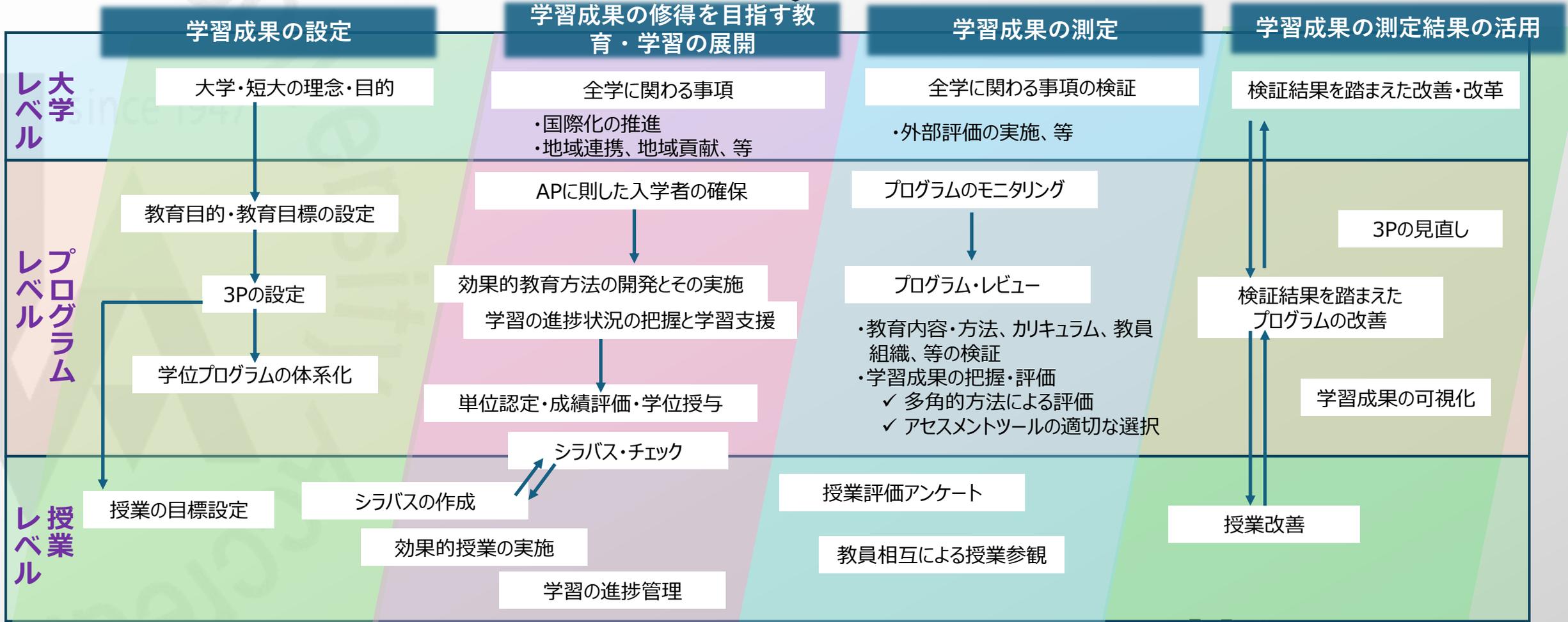
学生に身に付けさせる能力等の明確化、それに基づく教育課程等の整備(学位プログラムの体系化)、実施、達成度の把握、そして教育システムの検証と改善・向上という一連の流れが適切に実現できていること

- こうした一連の流れを大学全体の中でマネジメントすること
- 「学習成果を基軸に据える」とは、……………
 - 「達成度の把握」→どの程度、学びと成長があったのかを把握
 - 段階的に学習成果の把握が必要
- 内部質保証システムが機能しているかどうかは、「基準4 教育・学習」とあわせて確認する必要がある。

① 学習成果を基軸に据えた内部質保証の重視とその実質性を問う評価

内部質保証の推進に責任を負う組織

運営・支援



②大学の取組みの有効性・達成度を重視する評価

大学の諸活動は、大学の目的、教育プログラムの目的に関連づけられて展開されなければならない

- 目的達成のための条件整備を行ったか
- 目的達成のためにどのような取組を行ったか(行っているか)

従来までの評価の傾向

期待される成果
(アウトカム)

◎取組の有効性を評価する一般的視点

- 当該取組は、期待される成果を得たか

②大学の取組みの有効性・達成度を重視する評価



第4期においては、各取組の成果(アウトカム)や有効性にも焦点を当てた評価を強化

基準4
評価項目③
評価の視点
より抜粋

- ・授業形態、授業方法が**学科・専攻科**の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、**期待された効果が得られているか。**
- ・ICTを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、**期待された効果が得られているか。**
- ・授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、**それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。**

基準6
評価項目③
評価の視点
より抜粋

- ・教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、**成果を得ているか。**
- ・教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、**成果を得ているか。**
- ・大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、**教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。**

有効性・達成度の評価から次のアクションへ(質の向上に向けた取組)

目的設定

- 大学の諸活動は、大学の目的、教育プログラムの目的に関連づけられて展開されなければならない

取組

- 大学が自ら設定した目的達成のために、必要な体制を構築し、各種取組に主体性を持って推進する

評価

- 目的達成に向けた取組や目的の達成状況の検証を通じて、取組の有効性を評価する

質の向上

- 取組の有効性を向上させるための改善計画を策定する

④学生の意見を取り入れた評価

- 実地調査時のインタビューだけでなく、さらに意見を聞く機会・方法を充実
- 質保証機関の国際的なネットワーク組織であるINQAAHEによるGGPアライメントの認定取得の際の指摘事項

勧告

審査委員会は、JUAAが、2025年からの大学評価（第4期の機関別認証評価）に向けた評価基準の改定に、学生、卒業生・修了生ならびに産業界の代表を参加させ、これらのステークホルダーを認証評価プロセスに参加させるメカニズムを体系化することを勧告する。



学生からの意見収集の内容

全学生を対象としてアンケート

- ✓ 回答は匿名。対象は、学部1年次生を除く学部生・大学院生。
- ✓ 学生自身の学習状況のほか、学生に対する大学の対応等を聞く質問も含まれる
- ✓ 質問事項を盛り込んだウェブフォームを本協会で作成し、大学を通じて学生に依頼。

今後の検討予定

1. 大学の内部質保証における学生参画の促進
2. 大学評価における学生参画の実装化

大学基準協会ホームページより

https://www.juaa.or.jp/common/docs/accreditation/evaluation_2025/handbook_university_07.pdf

基本情報：学部・学科、年次、性別（男性・女性・回答しない）

項目	とてもそう思う	ややそう思う	どちらともいえない	あまりそう思わない	まったくそう思わない
大学での学業を興味や意欲をもって進めており、学習成果が身についている。					
予習・復習を含めた学習に無理のない形でカリキュラムが組まれている。					
専門科目の内容は将来のキャリアにつながるものである。					
学業を進めるうえで困ったときは十分なサポートがある。					
学習環境（大学の施設・設備など）には満足している。					
大学はアンケートを実施し、そのフィードバックを行うなど、学生の声を聞いて教育を良くしていこうとしている。					
学業以外の大学生活に対して十分なサポートがある。					
将来のキャリア形成に向けたサポートや機会の提供は十分である。					
修学のための金銭的支援に関する情報提供は十分である。					
大学は安全で充実したキャンパス生活、学生生活が送れるよう、取り組んでくれている。					
<自由記述>					

■ 中教審「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について(答申案)」(2024.12.13)

- 「認証評価における各高等教育機関の負担軽減を踏まえつつ、教育・学修や研究の質を一層高めるため、例えば学部・研究科等に応じた定性的評価を導入するとともに、教育研究情報に基づく定量的評価を行い、これらに基づき在学中にどれくらい力を伸ばすことができたのかといった大学等の教育の質を数段階で示した上で公表するなど、新たな評価制度へ移行するための制度改善を行う。」(抜粋)

■ おわりに

■ 質の文化

- 永続的に質を高めることを意図する組織文化
- 質の文化を構成する要素
 - (個人(教職員、学生など))共有された価値観、信念、期待、改善向上に向けた継続的コミットメント
 - (機関)ガバナンスとマネジメント

■ 質の文化の醸成

- 上記2つの要素は、個別に考えるべきものではなく、両者を結びつけて考える必要あり
- 質文化を醸成していくためには、トップダウンとボトムアップの適切なバランスが必要
 - (個人)オーナーシップを持つこと → 内部質保証の意義を自覚する
 - (機関)理念・目的を実現するためのガバナンス構造とマネジメント体制の確立

Wan University Accredited since 1947

ご清聴ありがとうございました

公益財団法人 大学基準協会

工藤 潤

大学コンソーシアムひょうご神戸
FD・SDセミナー
2025.2.12

内部質保証の実質化へ向けて —第4期評価システムを中心に—

公益財団法人 日本高等教育評価機構
常務理事・事務局長 伊藤敏弘

◆高等教育政策での内部質保証

◆教学マネジメント指針

はじめに

(教学マネジメントとは)

教学マネジメントは「大学がその教育目的を達成するために行う管理運営」と定義でき、大学の内部質保証の確立にも密接に関わる重要な営みである。大学教育の質の保証については、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）等の法令や、設置認可審査、認証評価制度等国が責任を有する質保証に関する仕組みが存在する。これらと一体不可分の側面はあるものの、最も重要なミッションである教育に関しては、第一義的には大学自らが率先して質保証に取り組むことが重要である。そのため、自らの責任で自大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努め、これによって、その質を自ら保証するという各大学における内部質保証体制の確立が必要である。

(令和2年1月22日)

◆高等教育政策での内部質保証

◆「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について」（審議まとめ）

3. 各質保証システムの改善・充実

(1) 大学設置基準・設置認可審査

大学設置基準・設置認可審査の改善・充実の方向性

【学修者本位の大学教育の実現】

○大学教育の質保証の単位である学位プログラムは3つのポリシーに基づいて編成されるものであり、各大学における内部質保証は学位プログラムを基礎として行われるべきことを理念上明確にする。〈通知等〉

○内部質保証による教育研究活動の不断の見直しが求められることを理念上明確にする。
〈通知等〉
(令和4年3月18日)

◆評価機構が求める内部質保証

当機構が求める内部質保証とは・・・

自らの責任で自主的・自律的な自己点検・評価を行い、その結果をもとにした自己改善により、三つの方針を起点とする教育研究活動及び中期的な計画を踏まえた大学運営全般の質を保証すること

大学の質とは・・・

学校教育法の規定に照らすと「**教育研究の質**」

- 教育の質：**学生の学びの質と水準**
- 研究の質：**研究成果が創出されるような研究環境の整備や充実**
- 大学運営全般の質：**大学全体のPDCAサイクルの仕組みと機能性**

◆評価機構が求める内部質保証

当機構が求める内部質保証とは・・・

自らの責任で自主的・自律的な自己点検・評価を行い、その結果をもとにした自己改善により、三つの方針を起点とする教育研究活動及び中長期的な計画を踏まえた大学運営全般の質を保証すること



どのように自己点検・評価をするのか？

• 教育の質
学びの内容と水準を定める



大学自らが求める一定の水準（**学修成果**）が保たれているかについて、自己点検・評価する。

• 研究の質



研究を支援するための環境整備、倫理の確立、資源配分等について、自己点検・評価する。

• 大学運営全般の質



自己点検・評価、認証評価及びACなどの結果を踏まえた中期的な計画に基づき、大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みが機能しているかについて、自己点検・評価する。

◆評価機構が求める内部質保証

◆基準6.内部質保証

6-3.内部質保証の機能性

評価の視点に関わる自己判定の留意点

三つのポリシーを起点とした内部質保証が行われ、その結果が教育研究の改善・向上に反映しているか。

例えば・・・

「ディプロマポリシーを基本とした学修成果の把握・評価」

- 学修状況
- 資格の取得状況
- 就職状況の調査
- 卒業生の満足度調査
- 学生の意識調査
- 就職先の企業アンケート など

- 教育研究内容及び教育方法の改善
- 学修指導の改善 など

◆評価機構が求める内部質保証

◆基準6.内部質保証

6-3.内部質保証の機能性

評価の視点に関わる自己判定の留意点

自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえた中長期的な計画に基づき、大学運営の改善・向上のために内部質保証の仕組みが機能しているか。

例えば・・・

学内

- 自己点検・評価
- 学生からの意見・要望
- 学外関係者からの意見・要望 など

学外

- 認証評価
- 設置計画履行状況等調査
- 外部評価 など

- 法令などの遵守
- 教育研究組織の整備
- 学内規定の整備
- 中期的な計画及び財務計画の見直し
- 教育研究環境の整備 など

◆ 第3期の認証評価結果

大学機関別認証評価受審校数（再評価、追評価を除く）カッコ内は不適合校数

H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	計
16 (0)	17 (0)	42 (2)	58 (1)	67 (1)	70 (2)	73	343

評価結果 H30～R5 270校中 適合 264校 不適合 6校

1. 基準6内部質保証での「改善を要する点」
 大学270校中72大学98件
 （3割弱の大学）

基準項目		指摘件数
6-1	内部質保証の組織体制	9件
6-2	内部質保証のための自己点検・評価	11件
6-3	内部質保証の機能性	78件

◆ 第3期の認証評価結果

2. 基準6内部質保証での「優れた点」 大学270校中延べ55大学68件 (約2割の大学)

(68件の内訳)

基準項目		指摘件数
6-1	内部質保証の組織体制	10件
6-2	内部質保証のための自己点検・評価	43件
6-3	内部質保証の機能性	15件

◆ 第3期の認証評価結果

(内部質保証の基準における主な優れた点)

「内部質保証推進委員会」の構成員に外部評価員が加わり、客観的視点からの評価・提言を受け、自己点検・評価体制の改善や内部質保証の充実に生かす体制を整備していることは評価できる。

IRセンターでは学内各部署から収集したデータを多様な視点でデータ処理を行い、その詳細な結果を毎年「IR年報」に編集して発行し、これをもとに学内の自己点検・評価及び改善の起点としていることは評価できる。

過去に蓄積されたデータを統合・分析し、学生の「つまずきポイント」を導出し、習熟度に応じて、つまずきやすいポイントを繰返し学修できる「アダプティブラーニング（適応型学修）」を開始するなど、学生一人ひとりの成長のための支援を進めていることは評価できる。

◆ 第4期評価システムでめざすこと

新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について
(審議まとめ)等を踏まえて

- ①内部質保証の実質化を促進する
- ②文部科学省の提言等との整合性を取る
- ③大学の特色の進展に資する評価を更に強化する
- ④大学が社会の支持を得るための支援を強化する
- ⑤評価方法を効率化する
- ⑥大学・評価員双方の負担を軽減する
- ⑦評価校へのフォローアップをシステム化する

◆ 第4期評価システムでめざすこと

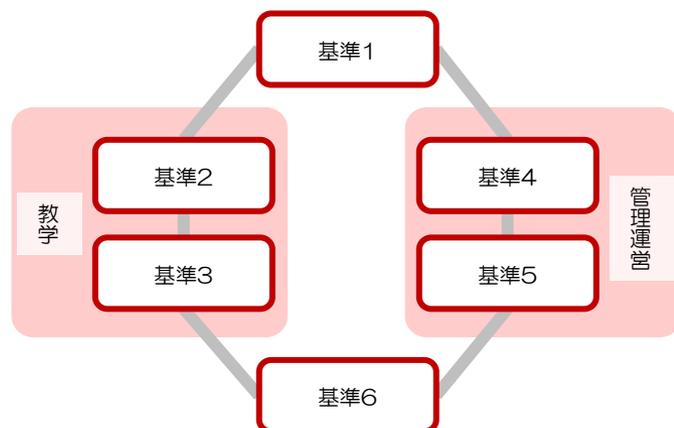
①内部質保証の実質化を促進する

- 1) 使命・目的を達成するための内部質保証を強調するため基準2へ
- 2) 内部質保証における学生からの意見聴取
- 3) 自己点検評価書の構成の変更
- 4) 各種てびき（マニュアル）の工夫
- 5) 研修会の開催、解説資料の公開などの啓発活動

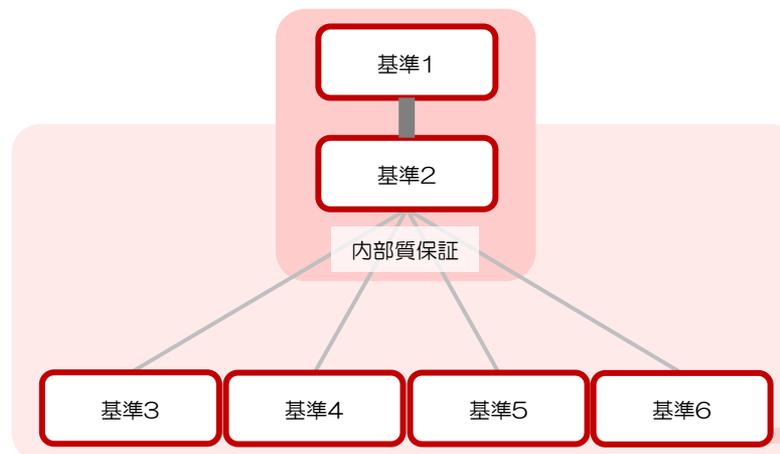
1) 使命・目的を達成するための内部質保証であることを強調するため

①基準6. 内部質保証 → 基準2. 内部質保証

第3期の基準構成イメージ図



第4期の基準構成イメージ図



◆ 第4期評価システムでめざすこと

①内部質保証の実質化を促進する

2) 内部質保証における学生からの意見聴取
 (学生の基準から移動)



2-3.内部質保証の機能性

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用	<ul style="list-style-type: none"> ☐ アンケートや学生との対話をはじめとする、学修支援、学生生活、学修環境などに対する学生の意見・要望をくみ上げるシステムを適切に整備しているか。 ☐ 学生の意見・要望の分析結果を教育研究や大学運営の改善・向上に反映しているか。

◆ 第4期評価システムでめざすこと

3) 自己点検評価書の構成の変更

第4期 自己点検評価書の様式

基準 3. 学生

3-1. 学生の受入れ

- ①アドミッション・ポリシーの策定と周知
- ②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- ③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持
 - (1) 3-1 の自己判定
 「基準項目 3-1 を満たしている。」 「基準項目 3-1 を満たしていない。」
 - (2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2. 学修支援

- ①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- ②TA(Teaching Assistant) の活用をはじめとする学修支援の充実
 - (1) 3-2 の自己判定
 「基準項目 3-2 を満たしている。」 「基準項目 3-2 を満たしていない。」
 - (2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

基準全体として
 「自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など」
 「課題などに対する改善状況と今後の取組み予定」を追加。

3-3. キャリア支援

- ・
- ・
- ・

[基準 3 の自己評価]

- (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

◆ 第4期評価システムでめざすこと

②文部科学省の提言等との整合性を取る

- 1) 「教育の質」→「教育研究の質」
- 2) 「教学マネジメント」→「教育研究活動のための管理運営」
- 3) 「中長期的計画」→「中期的な計画」
- 4) 設置基準や法令改正への対応は、自己判定の留意点やエビデンス資料の提示などで適宜行う。
- 5) 法令改正があれば、随時対応

③大学の特色の進展に資する評価方法を強化する

- 1) 自己点検評価書に「成果が出ている取組み」など記述する場の設置
- 2) 「独自の基準」「特記事項」は継続

◆ 第4期評価システムでめざすこと

- 1) 自己点検評価書に「成果が出ている取組み」など記述する場の設置

優れた点の基本的な考え方

使命・目的及び質保証などに照らして、「優れている」と判断した事項です。全て公表されます。

- ◆ 質の保証及び向上に寄与する取組み
- ◆ 個性・特色があり一定の成果を挙げている取組み
- ◆ 先進的で一定の成果を挙げている取組み
- ◆ 十分に成果を挙げている取組み
- ◆ 十分に整備され、機能している取組み
- ◆ 他大学の模範となるような取組み



大学：特色があり、一定の成果を挙げている取組みなどを積極的に記述



優れていると判断した場合は、評価結果に「優れた点」として取上げる

◆ 第4期評価システムでめざすこと

1) 自己点検評価書に「成果が出ている取組み」など記述する場の設置

第4期 自己点検評価書の様式

基準 3. 学生

3-1. 学生の受入れ

- ①アドミッション・ポリシーの策定と周知
- ②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- ③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」「基準項目 3-1 を満たしていない。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2. 学修支援

- ①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- ②TA (Teaching Assistant) の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」「基準項目 3-2 を満たしていない。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3. キャリア支援

・
・
・

[基準 3 の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

◆ 第4期評価システムでめざすこと

④大学が社会の支持を得るための支援を強化する

- 1) 大学がステークホルダーに評価結果などを周知することを留意点に加える
- 2) 高校、地方公共団体、民間企業などの意見聴取をすることを留意点に加える
- 3) 評価報告書の様式を変える（判定に不適合の根拠の記載、総評などを読みやすくする）
- 4) 公表方法の検討（「評価結果の読み方」の追加など）

◆ 第4期評価システムでめざすこと

1) 大学がステークホルダーに評価結果などを周知することを留意点に加える



2-3.内部質保証の機能性

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性	☐ 自己点検・評価、認証評価などの結果を積極的に公表・説明し、学生や学外関係者の理解・支持を得られるよう努力しているか。

◆ 第4期評価システムでめざすこと

2) 高校、地方公共団体、民間企業などの意見聴取をすることを留意点に加える



2-3.内部質保証の機能性

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用	☐ 学外関係者に意見・要望を聞き、その分析結果を教育研究や大学運営の改善・向上に生かす努力をしているか。

◆ 第4期評価システムでめざすこと

3) 評価報告書の様式を変える

(判定に不適合の根拠の記載、総評などを読みやすくする)

第3期 評価報告書の様式

〇〇大学

I 評価結果

【判定】
 評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合しているとは認められない。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について
 大学は、建学の精神のもと、さまざまな領域の人材育成を総合的に行っている。開学以来、教育課程及び組織の改革に積極的に取り組み、大学院修士及び博士後期課程を開設するほか、学部学科を改組し、時代の進展・変化への対応を柔軟に行っている。大学の使命・目的及び三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）等についてはウェブサイト、学生便覧、履修要綱、教員便覧等に情報を一元化して掲載され、学内外への周知を図っている。

「基準2. 学生」について
 アドミッション・ポリシーは、建学の精神及び教育目的に基づき学部及び大学院で明確に定められ、入学者選抜要項とウェブサイトにて周知している。専任教員と事務職員は協働で各種委員会を組織し、クラス制やガイダンスの実施など、学修支援に関する実施体制は適切に整備・運営している。
 しかしながら、大学全体の収容定員充足率が0.5倍を大きく下回っており、確実な改善が必要である。



第4期 評価報告書の様式

〇〇大学

I 評価結果

【判定】
 評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

評価の結果、「基準3. 学生」を満たしていないため、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合しているとは認められない。

II 総評
 各基準の評価、大学が設定した独自基準、大学が挙げた特記事項は以下の通りである。

各基準の評価

基準1. 使命・目的	満たしている
基準2. 内部質保証	満たしている
基準3. 学生	満たしていない
基準4. 教育課程	満たしている
基準5. 教員・職員	満たしている
基準6. 経営・管理と財務	満たしている

独自基準

基準A. 社会貢献
基準B. 国際交流

特記事項

1. 日本初、世界初の取り組み
2. 新型コロナウイルスへの対応

◆ 第4期評価システムでめざすこと

4) 公表方法の検討 (「評価結果の読み方」の追加など)

第3期 評価報告書の様式

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 2. 学生

【評価】
基準 2 を満たしていない。

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学受入れの実施とその検証
 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】
基準項目 2-1 を満たしていない。

〈理由〉
アドミッション・ポリシーは、建学の精神及び教育目的に基づいて学部、専攻科、研究科で明確に定められ、それぞれの入学選抜要項とウェブサイトにて周知されている。
 入学選抜要項はアドミッション・ポリシーに基づいて作成され、入学選抜試験は入試委員会、入試実施本部、アドミッション委員会の連携のもと、適切に運営されている。
 入試問題は、専任教員及び兼任教員の中から選定された出題委員により作成され、出題ミス防止等を目的に問題点検委員が配置されている。
 しかしながら、大学全体の収容定員充足率が 0.5 倍を大きく下回っており、確実な改善が必要である。

〈改善を要する点〉
○大学全体の収容定員充足率が 0.5 倍未満であり、入学者の確保について早急な改善が必要である。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】
基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉
専任教員と事務職員協働による教学運営組織として、教育課程委員会、海外研修委員会、キャリアセンター、図書委員会、学生生活委員会が設置され、クラス制やガイダンスの実施など、学修支援に関する方針・計画・実施体制は適切に整備・運営されている。オフイ



第4期 評価報告書の様式

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 3. 学生

【評価】
基準 3 を満たしていない。

3-1. 学生の受入れ	満たしていない
3-2. 学修支援	満たしている
3-3. キャリア支援	満たしている
3-4. 学生サービス	満たしている
3-5. 学修環境の整備	満たしている

【理由】
アドミッション・ポリシーは、建学の精神及び教育目的に基づいて学部、専攻科、研究科で明確に定められ、それぞれの入学選抜要項とウェブサイトにて周知されている。
 専任教員と事務職員協働による教学運営組織として、教育課程委員会、海外研修委員会、キャリアセンター、図書委員会、学生生活委員会が設置され、クラス制やガイダンスの実施など、学修支援に関する方針・計画・実施体制は適切に整備・運営されている。
 キャリアセンターを設置し、キャリア教育や就職・進学等に対する相談・助言等の業務を行う体制を整備している。
 学生サービスについては、学生生活委員会、クラス担任を中心に支援体制が整備され、適切に機能している。
 図書館については、適正規模の間読席数と蔵書数を確保し、ライブラリー・サポーター制度など学生の意見を反映する仕組みや利用促進のための工夫がなされている。クラスサイズについては、授業科目に応じて教育効果を十分発揮できよう、履修人数は適切に管理されている。
 しかしながら、大学全体の収容定員充足率が 0.5 倍を大きく下回っており、確実な改善が必要である。

〈優れた点〉
○全学部にて建学の精神に基づいたコア科目を配置し、学生から的であり評価できる。

〈改善を要する点〉
 ダミー・・・大学全体の収容定員充足率が 0.5 倍未満であり、入学者の確保について早急な改善が必要である。(3-1)
 ダミー・・・について、・・・は重要な問題であり、早急に体制の整備を行うよう改善を要する。

評価報告書の読み方はこちら
https://www.jiheer.or.jp/achievement/archive_year/

評価報告書の読み方はこちら
https://www.jiheer.or.jp/achievement/archive_year/

◆ 第4期評価システムでめざすこと

⑤ 評価方法を効率化する

1) 一定の条件を満たす場合は実地調査の期間を短縮

実地調査スケジュール（2泊3日）

第1日		第2日	
9:00	第2回評価員会議（60分）	9:00	資料・データの点検（30分）
10:00	資料・データの点検（60分）	9:30	教育研究環境の視察（60分）
11:00	顔合わせ（30分）	10:30	関係者と基準ごとの面談（90分）
11:30	責任者との面談（60分）	12:00	昼食（60分）
12:30	昼食（60分）	13:00	追加面談、教育研究環境の追加視察等（80分）
13:30	学生との面談（60分）	14:20	第4回評価員会議（90分）
14:30	資料・データの点検（30分）	15:50	終了の挨拶（10分）
15:00	関係者と基準ごとの面談（150分）	16:00	
17:30	評価チームの移動		
18:00	第3回評価員会議（60分）		
19:00			

第1日の前日を移動日として、
 大学が指定する宿泊施設に移動。

以下の場合、現行通り。

- ・当機構の認証評価を初めて受ける場合
- ・前回の当機構の認証評価で、内部質保証の基準に「改善を要する点」があった場合
- ・大学と短期大学の同時受審の場合

◆ 第4期評価システムでめざすこと

1) 一定の条件を満たす場合は実地調査の期間を短縮

実地調査スケジュール（1泊2日）

第1日	第2日	時刻
	第3回評価員会議（30分）	9:00
	資料・データの点検（30分）	9:30
	学生との面談（60分）	10:00
	教職員との面談（90分）	11:00
	昼食（60分）	12:30
	教育研究環境の視察（60分）	13:30
14:00	大学近辺で集合	
14:30	第2回評価員会議（30分）	14:30
15:00	追加面談（60分）	
	資料・データの点検（60分）	15:30
16:00	第4回評価員会議（80分）	
	顔合わせ及び責任者との面談（45分）	16:45
16:45	教職員との面談（45分）	16:50
17:30	終了の挨拶（10分）	17:00
18:00	追加資料・面談の確認（30分）	
	自己評価担当者へ連絡	

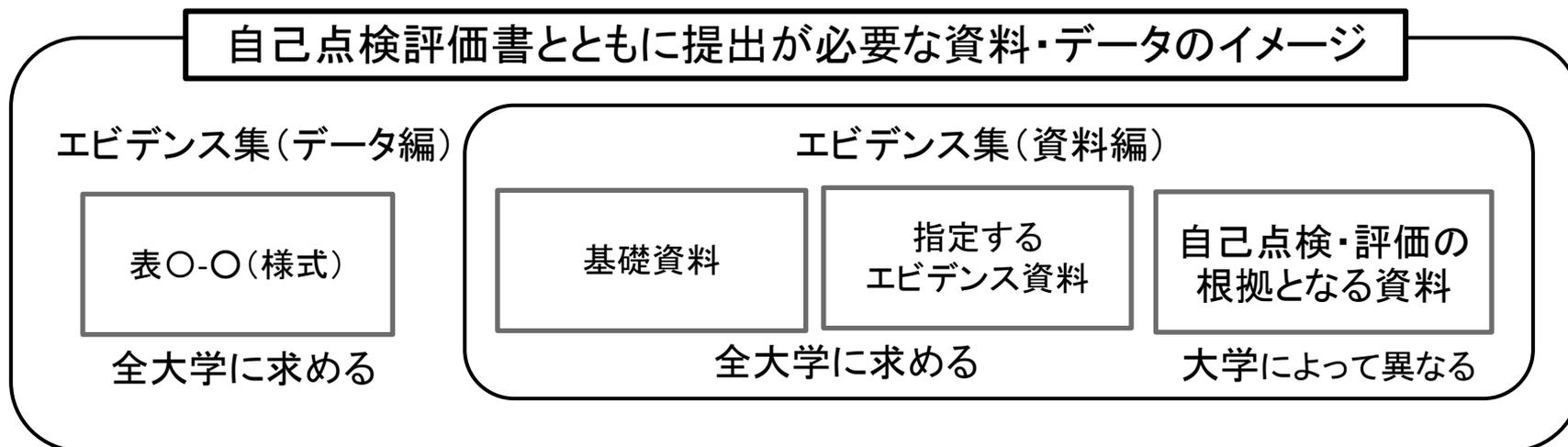
第1日の14時までに大学へ移動。

- ・メインキャンパスへの訪問とし、別キャンパスの状況の確認が必要な場合は説明を求める。

◆ 第4期評価システムでめざすこと

⑥大学、評価員双方の負担を軽減する

- 1) 提出資料のデジタル化（自己点検評価書、データ編、資料編）
- 2) 必須の提出資料の精選 「指定するエビデンス資料」
- 3) 公開情報はURLの提示に代替



◆ 第4期評価システムでめざすこと

「エビデンス資料（基礎資料）」の見直し

- 学則など複数の基準項目に関わる基礎的な資料を指定—1部提出
- 中期的な計画、会計監査人の名簿、理事会と評議員会の前年度開催状況（議題一覧）、会計監査報告を追加

「指定するエビデンス資料」

- 自己点検・評価のエビデンス資料として、全大学に求める資料
- これら以外に、大学は自己点検・評価の根拠となる資料の提出が必要

⑦ 評価校へのフォローアップのシステム化

- 1) フォローアップシステムの更なる強化、改善報告書の提出年度の指定

第3期
 適合認定を受けた翌年度
 から起算して3年以内に



第4期
 適合認定を受けた翌年
 度から起算して3年後

ご清聴ありがとうございました。

大学教育質保証・評価センターの 認証評価の特徴と内部質保証の実質化

- 1 2週半遅れの認証評価機関の設立
- 2 第1期評価結果からみる内部質保証の課題
- 3 認証評価制度をめぐる議論と制度改正
- 4 第2期の評価において目指すもの

大学教育質保証・評価センター



1 2週半遅れの認証評価機関の設立

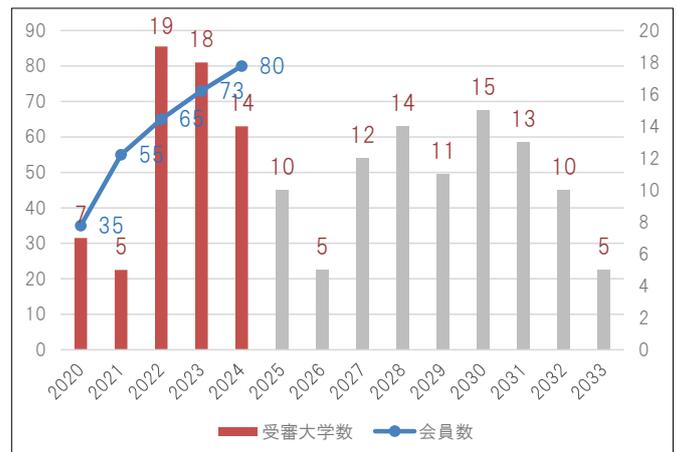
公立大学協会が認証評価への問題意識を高め、機関の設立を含め検討を開始

2010年度の検討開始から認証評価機関設立までの経緯



2020年度より評価事業を開始

(2025以降は意向調査等に基づく推計)



大きくり化された3つの評価基準で評価を行っている。

大学評価基準	基準1 法令適合性の保証	基準2 教育研究の水準の向上	基準3 特色ある教育研究の進展
目的	情報公表の徹底を前提に 厳格に適合を判別	自己分析活動について 対話し 、 内部質保証活動を支援	特色ある取り組みについて、 多くの ステークホルダーと対話、支援
内容	法令に認証評価を行うものとして定められている10の事項を、法令適合性を保証する観点から評価する。	大学が行う自己の水準分析の内容について、教育研究の水準の向上に資する観点から評価する。	大学が行う特色ある教育研究の内容について、その進展に資する観点から評価する。
評価事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 法令に適合しているかの状況 イ 教育研究上の基本となる組織に関すること。 ロ 教員組織に関すること。 ハ 教育課程に関すること。 ニ 施設及び設備に関すること。 ホ 事務組織に関すること。 ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること。 ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。 チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。 リ 財務に関すること。 ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自己分析活動の状況 ※ 例示する取組がどのように内部質保証活動に位置づけられているか等を総括して示す。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 特色ある教育研究の状況 ※ 例示された取組がどのように特色ある教育研究の進展に資するのか等を総括して示す。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 自己分析活動の取組 ※ 大学の内部質保証活動の具体的な取組として、教育研究等についての水準分析(モニタリング)の取組を5事例以内例示。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 特色ある教育研究の取組 ※ 大学の特色ある教育研究の取組を5事例以内例示。 	

3

3つの評価基準の法令との整合性

- 評価センターの3つの評価基準は、そもそも「細目省令」に即して設計されてた
- 2025年4月施行の**細目省令で新たな第2号が加わった**ことで、より理解しやすく整理された。
- 以下は、3つの基準と細目省令の関係性。

本センターの大学評価基準	基準1 法令適合性の保証	基準2 教育研究の水準の向上	基準3 特色ある教育研究の進展
各基準の内容	法令に認証評価を行うものとして定められている10の事項を、法令適合性を保証する観点から評価する。	大学が行う自己の水準分析の内容について、教育研究の水準の向上に資する観点から評価する。	大学が行う特色ある教育研究の内容について、その進展に資する観点から評価する。
各基準の役割	判別	改善	改善
基準を根拠づける枠組み「細目省令」第1条第1項	省令改正前 第1号 大学評価基準が、学校教育法、学校教育法施行規則、大学設置基準等にそれぞれ適合していること。	なし ※大学設置基準第1条第3項「…その水準の向上を図ることに努めなければならない。」等で代替。	第2号 大学評価基準において、評価の対象となる大学における特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること。
	省令改正後 第1号 大学評価基準が、学校教育法、学校教育法施行規則、大学設置基準等にそれぞれ適合していること。	第2号(新設) 大学評価基準において、次に掲げる事項に係る項目が定められていること。 イ 継続的な研究成果の創出のための環境整備 ロ 学修成果の適切な把握及び評価	第3号(旧第2号) 大学評価基準において、評価の対象となる大学における特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること。

評価方法(書面評価+2段階の实地調査)

書面評価は、基準1, 基準2, 基準3それぞれで丁寧に分析。
实地調査は、**实地調査①(オンライン)**と**实地調査②(対面)**で実施。

各評価段階で軸足を置く評価基準

◎印は、それぞれの評価方法において軸足を置く基準。

	基準1 法令適合性の保証	基準2 教育研究の水準の向上	基準3 特色ある教育研究の進展
書面評価	◎	◎	◎
实地調査① (オンライン)	◎ 法令等への適合を確認 内部質保証体制の確認	○	◎ 学生やステークホルダーとの 対話により特色を明確化
实地調査② (対面)	◎ 未確認事項について再度確認 教学の責任者の理解確認	◎ 教育の在り方、質の向上に関する 構成員との率直な対話を構築	○

5

2 第1期(途中経過)の課題

評価基準ごとの評価結果の傾向

基準1 法令適合性の保証	現時点の受審大学は公立大学に限られるが、いずれも法令順守に適切に努めている状況が明らかになった。
基準2 教育研究の水準の向上	内部質保証の取組に関し、法人評価との関係等において 特有の課題が指摘されている。 ※
基準3 特色ある教育研究の進展	優れた取組事例が、点検評価ポートフォリオに数多く示された。

※ 教育研究活動等の自己点検・評価について、学校教育法第109条の趣旨を踏まえ、法人評価との違いを整理し、学長を責任者とする内部質保証の整備・明確化が望まれる。

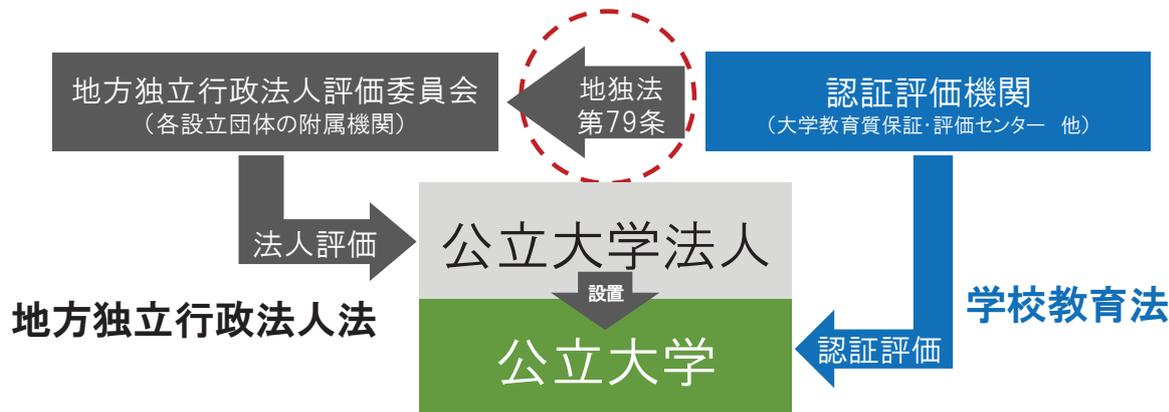
内部質保証に関する指摘

	受審 大学数	内部質保証について課題が指摘 された大学数	法人評価との制度上の関係の未 整理が指摘された大学数
2020年度	7	7 (100%)	0 (0%)
2021年度	5	4 (80%)	2 (40%)
2022年度	19	15 (79%)	8 (42%)
2023年度	18	17 (94%)	6 (33%)
合計	49	43 (88%)	16 (33%)

6

公立大学における2つの評価制度

	公立大学法人の評価	大学の評価
根拠法令	地方独立行政法人法	学校教育法
各年度	R6年度から廃止(経過措置あり)	自己点検評価(適切な項目・適当な体制)
期間毎	中期目標に係る業務の実績に関する評価 見込み評価と期間の評価(6年に1度)	認証評価 (7年以内に一度)
評価方法 評価基準	中期目標(計画)の達成状況の調査・分析 業務実績全体の総合的な評定	大学設置基準に適合した評価基準 大学の特色ある教育研究の進展に資する

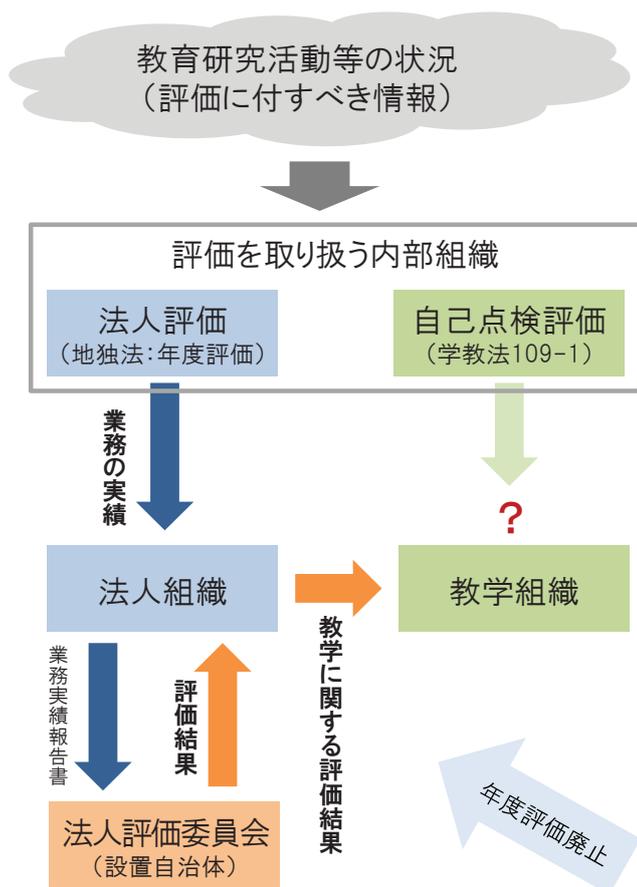


第79条 評価委員会が公立大学法人について前条第1項第1号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績又は同項第2号に規定する中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うに当たっては、学校教育法第109条第2項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとする。

7

内部質保証における公立大学特有の課題

教学組織として自ら行うべき内部質保証活動が機能しにくいメカニズム(以下例示)。



- 評価に投じる資源が少ないと、法人評価と自己点検評価が同じ組織で扱われる場合が多い。(これ自体が問題であるわけではない)
- 情報が、法令の定めのある縛りが強い法人評価に優先的に整理されがち。
- 教学に関する分析情報が法人評価結果に姿を変えた後に学内の各部局に還流。自己点検評価に先んじて改革圧力として作用してしまう。

→ 教学組織が自ら取り組む活動を取り戻す必要がある。

8

地方独立行政法人法の改正(2024年4月施行)

年度目標・年度評価の廃止

(中期目標等)

- 中期目標: 設立団体が示す、6年間の期間において達成すべき業務運営に関する目標
- 中期計画: 法人は中期目標を達成をするための計画を作成し、設立団体の認可を受ける。
- 年度計画: 中期計画に基づき、事業年度の業務運営に関する計画を届け出る(廃止)。

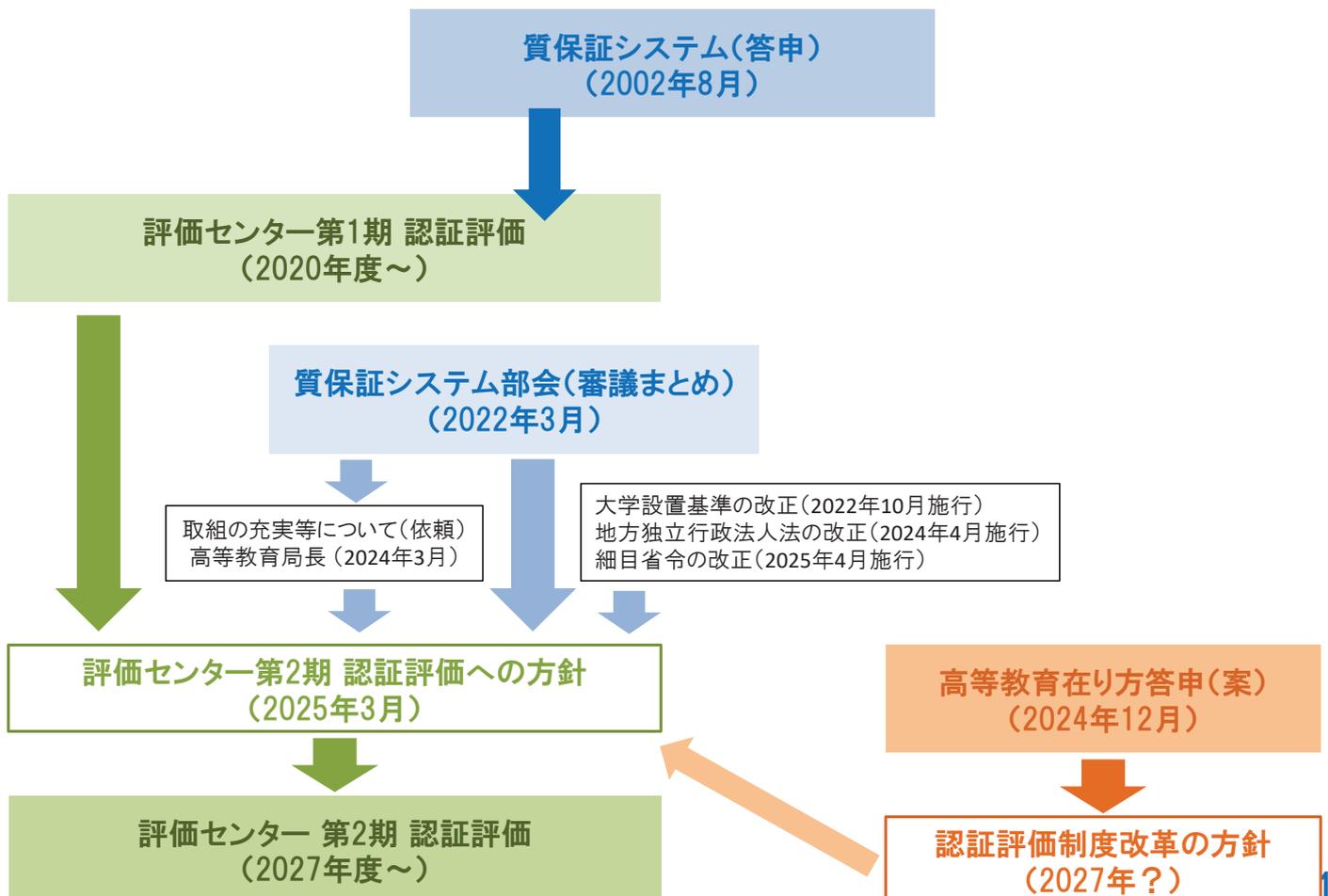
(中期目標の期間における業務の実績等に関する評価等)

中期目標期間	これまで		R6年度以降
1年目	年度評価		
2年目	年度評価		
3年目	年度評価		
4年目	年度評価		
5年目	年度評価	見込評価	見込評価
6年目	年度評価		
1年目	年度評価	期間評価	期間評価

公立大学の法人評価は、各設立団体ごとに置かれる評価委員会の評価を受ける

9

3 認証評価制度をめぐる議論



10

質保証システム部会(審議まとめ)が示す2つの方向性

- 認証評価制度の信頼性向上を求める方向性
- 大学の自己改善プロセスに伴走し、質向上につながる評価を求める方向性

認証評価の見直しの背景 中教審・質保証システム部会(審議まとめ)2022.3.18(pp.19-20)より

- …認証評価については、内部質保証が真に有効に機能しているか否か、また、大学の教育研究活動の状況(学修の質や水準、研究環境整備等)が十分に評価できていないのではないか…。
- …認証評価機関によって評価結果や評価水準の違いが存在するのではないか…。
- 国際的な質保証ネットワークの外部評価を受審するなど、…認証評価機関としての質の向上に取り組んでいる機関もある。…認証評価機関そのものの信頼性の向上が求められている。
- 認証評価機関が単なる7年に1度外部評価を実施する機関としてではなく、受審前から受審後、そして次の受審まで、大学の自己改善のプロセスに伴走し、大学教育と認証評価が一体となって大学全体の質向上につながっていくような在り方が望まれる。
- そのためには、受審負担の軽減を図りつつ実効性のある制度へと転換していくことが求められている。

11

認証評価制度に対する問題意識

高等教育全体の「規模」適正化の議論等も受け、制度への問題意識が高まっている。

- 第3期に入ってから、大学の自己点検・評価報告書や認証評価結果を概観すると、認証評価受審の1、2年前に内部質保証体制を構築している大学が少なくない。

工藤潤(2024)「第4期認証評価の課題と展望」『大学評価研究』23、p10

- 認証評価を受審する直前に、学内で規定を策定
大学改革支援・学位授与機構の認証評価を令和4・5年度に受審した20大学のうち、受審年・前年に規定を策定したのは18大学。
- 多くの大学で規定の中身が、評価基準を複写。
- 認証評価や質保証に対する大学の関心が低下。

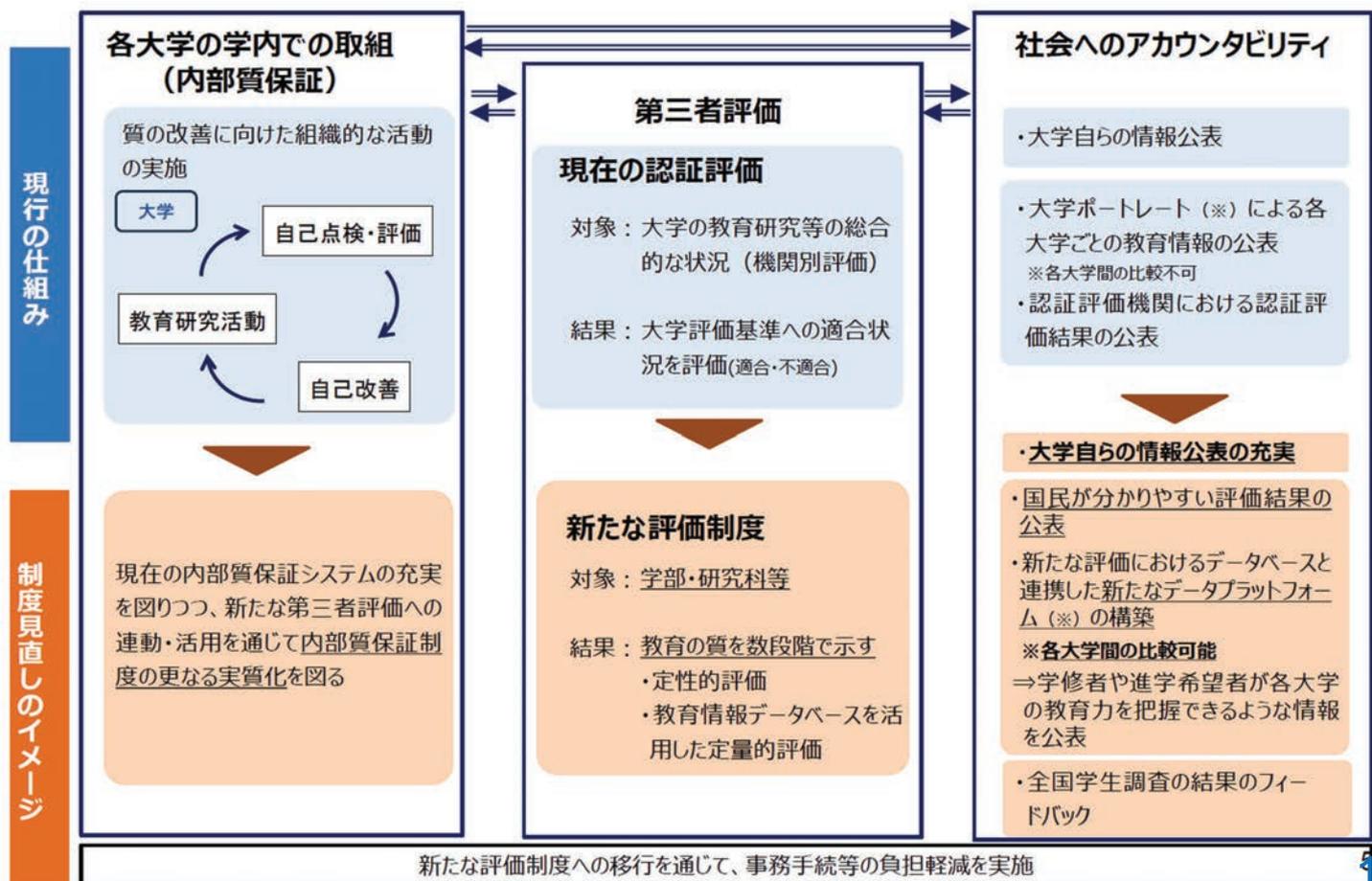
高等教育の在り方に関する特別部会第9回 林隆之委員 発表資料より

- 1 内部質保証について、自己点検評価の体制が整っているだけでなく、自己点検評価の結果により、どのような改善がなされたかについても評価の対象とするとともに、その結果を公表すること。(2以下略)

5文科高第2306号 令和6年3月29日 高等教育局長 → 各認証評価機関の長

12

＜参考1＞新たな評価制度への移行・データベース構築（イメージ）



4 第2期評価において目指すもの

1 評価としての信頼性の向上

- 細目省令改正により法令と3つの評価基準の整合性が高まる
- 3つの評価基準への理解を深め、実効性のある評価を実現

2 大学の取組に伴走し、質向上につながる評価を実現

- 「対話重視型評価」への理解を促進
- 対話や研修を通じて、学部レベルの当事者意識を醸成

3 受審負担(事務負担)を軽減

- 年度評価の負荷を教学組織の自律的な質保証活動に振り向ける
- 対話を重視した評価により、事務負担の軽減をはかる

それぞれの評価段階での各基準の役割分担(再掲)

書面評価は、基準1, 基準2, 基準3それぞれで丁寧に分析。

実地調査は、**実地調査①(オンライン)**と**実地調査②(対面)**で実施。

各評価段階で軸足を置く評価基準

◎印は、それぞれの評価方法において軸足を置く基準。

	基準1 法令適合性の保証	基準2 教育研究の水準の向上	基準3 特色ある教育研究の進展
書面評価	◎	◎	◎
実地調査① (オンライン)	◎ 法令等への適合を確認 内部質保証体制の確認	○	◎ 学生やステークホルダーとの 対話により特色を明確化
実地調査② (対面)	◎ 未確認事項について再度確認 教学の責任者の理解確認	◎ 教育の在り方、質の向上に関する 構成員との率直な対話を構築	○

15

対話重視の「中間評価(仮称)」を実施 ※検討中

方法

- 受審大学の要請を受け、「中間評価(仮称)」を実施(内部質保証が確実に機能していると判断する場合は省略することが可能)。
- 大学教育と認証評価が一体となって大学全体の質向上を目指す観点から、**対話を軸に実施**します。
- 中間評価(仮称)では**評価基準への適合の判定は行わず、大学の内部質保証の取組の進展のための助言を行います。**

	基準1 法令適合性の保証	基準2 教育研究の水準の向上	基準3 特色ある教育研究の進展
中間評価(仮称)	◎ 未確認事項について再度確認 教学の責任者の理解確認	◎ 教育の在り方、質の向上に関する 構成員との率直な対話を構築	○ 必要に応じて取り上げる

16